

中間とりまとめ(案)に寄せられた意見の概要

資料4

平成16年1月

第4章第1節3.(迅速・的確な特許審査の実現に向けた指定調査機関の在り方)についての意見

	意見の概要	提出者
賛成	・公益法人要件の撤廃による指定調査機関への新規参入の促進や、特定指定調査機関作成の調査報告書を出願人が添付した場合の料金減額は、研究開発効率向上のインフラになりうるので、賛成。 ・外部の技術調査人材の育成への貢献や、指定調査機関における情報システム基盤の整備等の施策により、新規指定調査機関の立ち上げがスムーズに可能になると期待され、賛成。	(株)パトリス
	・新たな指定調査機関を実際に立ち上げるには、以下のような具体的な決める必要がある。 1. 指定の4条公正性、中立性、守秘義務、高度な専門性の具体的内容 2. 指定の安定性の確保 3. 発注使用の透明性の確保 4. 外注業務の配分 5. 納品方法 6. 品質管理 7. 指定調査機関同士のコラボレーションの必要性	(株)パトリス
	・出願人が無駄な出願に費やす労力と経費を排し、特許庁が審査・事務の効率化・迅速化を図るためには、先行技術調査に対するインセンティブを特許出願時の先行技術調査にも与えるべきである。具体的には、審査請求時に調査を実施する特定指定調査機関の他に、出願前に先行技術調査を実施する認定調査機関(仮称)を設けるべきである。 ・特定企業の子会社が特定指定調査機関に指定される途を閉ざすべきではない。 ・特定指定調査機関(及び認定調査機関(仮称))において先行技術調査を行い、調査報告書を作成するサーチャーの育成のための部署を特許庁内(又はIPC内、発明協会内等)に常設すべきである。	技術情報サービス 懇談会知財支援事業 分科会

第4章第1節5.(弁理士の貢献等)についての意見

	意見の概要	提出者
賛成	・知的財産権を担保とした融資や、証券化による資金調達(信託の利用を含む)や、民事執行手続での換価(弁理士が価値評価をしている)について、技術評価や、出願手続を加味した価値評価の啓蒙を弁理士が行うべきである。価値評価の考え方が広まると、出願人(代理人)が、出願前調査を行うインセンティブを高めることができるし、特許権の金銭的価値の測定技術の向上により、真に必要な発明についての出願及び審査請求がなされることが期待できるからである。	個人

第4章第2節1.(中小企業等への対応)についての意見

	意見の概要	提出者
賛成	・中小企業がその知財管理において必要としているのは、中小企業の知的財産部の実務者、管理者のような立場で助言したり、企業と弁理士との間の仲介をする人である。もちろん各企業の現役の人々は、本来の仕事で手一杯であり、企業の枠もあるが、定年退職者、あるいは、役職定年で比較的に余裕のある人々を中小企業のアドバイザーとして活用することを提案する。特に、知的財産協会の役員や専門委員の経験者は高い識見を持っており、適任と考えられる。推薦又は個人の応募により選定すればよいと考える。	個人

第4章第3節1. (人材基盤に関する行政機能の強化) についての意見

	意見の概要	提出者
賛成	・知的財産権に関する指導者の育成のため、例えば、知的財産研究所を拡充し、国内外の研究生を多数受け入れ、知的財産権に関する研究、研修を行わせ、トップレベルの人材を育成することを提案する。即ち、マックスプランク研究所の日本版を作ることである。 ・企業や特許事務所は経費節減の関係から購入できる書籍は限られているが、知的財産権に関しては、特に、ドイツやアメリカ合衆国において多くの有用な書籍が発行されている。これらをどこかに集中的に集め、知財関係者の研究に資することは人材育成の観点からも重要と考えられる。	個人

第4章第3節2. (迅速・的確な権利付与に必要な情報システム基盤に関する行政機能の強化) についての意見

	意見の概要	提出者
賛成	・IPCによる技術分野ごとに、他の出願の拒絶理由に引用された「被引用公報」を被引用度の順序で公表する等特許公報（公開及び特許）の被引用データの整備をすべき。これは、重複投資の排除、明細書の技術文献としての質の向上にも資すると考えられる。	個人

その他(一定条件下における記載要件緩和等) についての意見

	意見の概要	提出者
	1. 現行制度では、売れるか否か、大学の場合には、事業化の主体を探せるか否かを見極める前に特許出願を完了させなければならない。この点、論文やクレームなしの明細書の仮出願をしておき、1年以内に本出願をしたとき、仮出願に開示した範囲について、販売等の公然実施を含め、先行技術としない制度を導することにより、現在審査官が行っている審査を、市場に委ねることができる。 2. 市場審査を利用することによるリスクについては、自己責任とし、割り切るのが良いと思われる。 3. 審査負担の増加については、仮出願を無視して拒絶理由を打ち、出願人の反論を待つことと、本出願のない仮出願は一切公開せずに取り下げ擬制するなどの工夫により、実質的な審査負担を増加させない仕組みを構築できると思われる。	個人

その他(職務発明制度) についての意見

	意見の概要	提出者
	・発明者の退職後に権利化された特許に対する取扱についても罰則規定 も含めて法整備を行うべきである。	個人